

閣議決定によって憲法解釈を変更し集団的自衛権行使を容認することに反対する決議

2014（平成26）年5月24日  
茨城県弁護士会

## 第1 決議の趣旨

当会は、閣議決定によって憲法解釈を変更し、集団的自衛権行使を容認することに反対する。

## 第2 決議の理由

- 1 集団的自衛権とは、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されてないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利とされている。

この点、政府は、「憲法9条の下において許容されている自衛権行使は、我が国を防衛するための必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって憲法上許されない（1981年5月29日政府答弁）」との見解を表明し、その後、現在に至るまでかかる政府見解は維持されている。

- 2 ところが、安倍首相は、私的諮問機関「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会（以下「安保法制懇」という）」が本年5月15日に提出した報告書を受けた記者会見で、報告書の「我が国の安全に重大な影響を及ぼす可能性があるときは、限定的に集団的自衛権を行使することは許される」という考え方について、内閣法制局の意見も踏まえて研究を進め、また、同時に与党協議を始めると述べた。

その上で、憲法解釈の変更が必要な場合は閣議決定し、必要な法改正を国会に諮るとした。

- 3 集団的自衛権をめぐることは、最近、与党幹部等から、1959年に下された砂川事件の最高裁判決が集団的自衛権行使の根拠となるかのような議論が行われている。

しかし、砂川判決は日米安全保障条約と在日米軍の合憲性が問われた事案であり、集団的自衛権の問題を視野に入れたものとはいえない。

- 4 安倍内閣の目指すところは、憲法の改正手続を経ることなく、閣議決定による政府見解の変更、あるいは法律の制定によって、実質的な憲法の改正を行おうとするものであり、政府や国会を憲法の制約の下に置く立憲主義の原則に真っ向から違反するものである。こうした本質的な問題点は、たとえ集団的自衛権の行使の範囲に安保法制懇の報告書のような限定を付けても解消されるものではない。

当会は、立憲主義の見地から、閣議決定をもって憲法解釈を変更し、これにより集団的自衛権の行使を容認することに強く反対するものである。